

**丸亀市立学校の教職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画**

令和8年4月

丸亀市教育委員会

目 次

1. 計画の趣旨・現状 2～4
2. 計画の期間 4
3. 目標 5
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容 5～7
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて . . 7～8

1. 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

教職員がやりがいと誇りをもって子どもたちに向き合うためには、教職員が働きやすい環境を整えることが肝要である。そこで、教職員の長時間労働による健康リスクを回避し、心身の健康や働きがいを維持しつつ、子どもたちへの教育の質を確保・向上させるために、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律による改正後の第8条に基づき、本計画を策定するものである。

(2) 本市の現状

○本市では、本市の教育大綱「12. 教職員の業務の適正化、業務改善を図るなど、働き方改革の取組を推進し、教職員が子どもと向き合う時間や環境を確保する」に基づき、勤務時間の管理を明確にし、業務の縮減や ICT 活用による業務の効率化、意識改革等を進めており、地域や保護者との連携を図りながら具体的な改善策を講じてきた。加えて、令和6年度からは「人づくり石垣プロジェクト」を中核とした教職員の働き方改革を推進し、講師や支援員などの人材確保と若年教員を中心とした人材育成等を行っているところである。

また、所管に属する学校の教職員の時間外在校等時間の上限に関する方針として、文部科学省が示している上限時間（1箇月45時間以内、1年間360時間以内）を目安に、教職員の時間外在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

○これまでの本市の取組（令和5年度～）

No	内 容	期待する効果および具体的取組
1	学校教育サポート室による保護者対応への支援	学校への過度な要求等に対する支援
2	小学校教科担任制推進	市費講師の増配置による交換授業の積極的推進
3	中学校部活動地域展開の推進	部活動指導員の配置 軟式野球部の地域クラブ化
4	特別支援教育支援員の増配置	小・中学校に62名の支援員を配置
5	留守番電話の開始時刻繰り上げ	小学校…19:00⇒18:00 中学校…20:00⇒18:30
6	LEBER（リーバー）の導入	欠席連絡、健康管理、文書発送等の手間を削減
7	保護者・地域への説明	教職員の働き方改革への理解促進

8	地域・関係機関との連携	小中・地域連携教育の推進 地域学校協働活動の推進
9	市教育委員会後援に係る基準の見直し	小中学校における各種チラシ配布業務の縮減
10	関係機関との連携	市他課や児童相談所、警察等と学校をつなぐ
11	新年度始業式の開始日の1日繰り延べ	学級開き等の準備期間の確保
12	スクールソーシャルワーカー（SSW）の増配置	1 中学校 1 名体制 要支援児童・生徒および保護者への対応
13	年間授業時数の縮減	教員の児童・生徒に向き合う時間の捻出
14	教育課程・週時程の見直し	教員の児童・生徒に向き合う時間の捻出
15	教員業務支援員（SSS）の増配置	授業準備等の負担軽減 島しょ部を除くすべての小学校、2 中学校
16	チーム担任制の推進	全教員ですべての子どもの指導にあたる
17	全小中学校に携帯電話の導入	児童・生徒の安全確保、学警連携の強化
18	留守番電話機能や通話時の録音機能設置	学校への過度な要求等に対する支援
19	報告文書等の見直し	教員の児童・生徒に向き合う時間の捻出
20	市独自のスクールカウンセラー（SC）配置	不登校児童・生徒への適切な関わりの強化 教育相談のさらなる充実

○本市における支援員等の配置状況の推移（令和5年度～）

種 別	R5	R6	R7	R8
ICT 指導員	1	1	1	1
日本語適応支援教室指導員	—	—	6	7
学校生活指導員	4	4	5	5
講師	9	24	24	25
スクールソーシャルワーカー	3	5	6	6
学習支援員	—	5	5	5
特別支援教育支援員	44	54	57	62
教員業務支援員	1	15	15	17
外国語活動講師	1	1	1	1
学校図書館司書	21	21	21	21
部活動指導員	—	10	13	20
スクールカウンセラー	1	1	1	1
外国語講師（ALT）	5	10	10	10

* R6 年度より「人づくり石垣プロジェクト」開始

○こうした取組の結果、本市における教職員の時間外在校等時間の状況について、以下のとおりであった。

【令和２年度以降の時間外在校等時間の月平均時間の推移】（単位：時間）

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
小学校	55.4	51.2	47.7	44.3	42.6	36.5
中学校	64.9	58.0	53.9	51.3	46.4	41.2

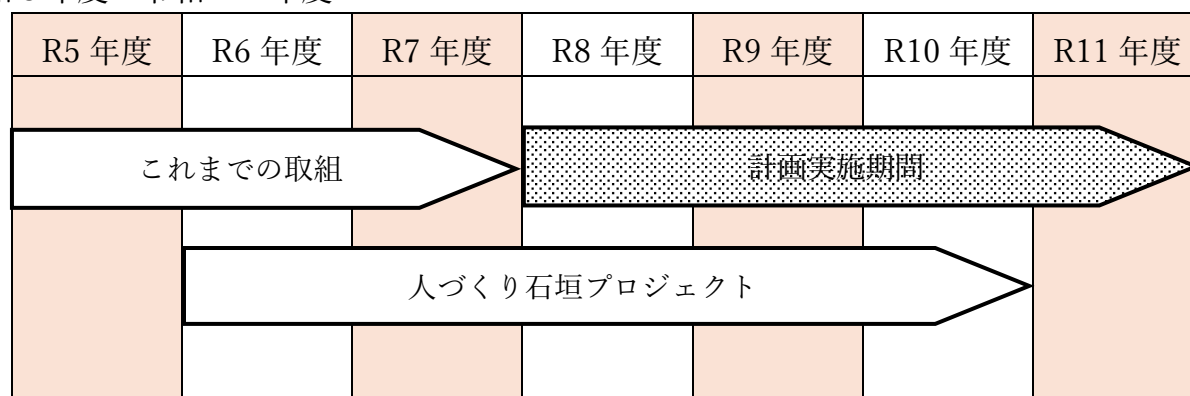
【令和６年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月 45 時間未満	月 45 時間以上 月 80 時間未満	月 80 時間以上
小学校	42.6 時間	66%	33%	1 %
中学校	46.4 時間	48%	49%	3 %

○時間外在校等時間の平均時間は徐々にではあるが減少傾向にある。一方、時間外在校等時間が 45 時間を超える教職員の割合は小学校で 34%、中学校で 52% と高い割合となっている。これは、各種調査等への対応や提出書類の作成事務、保護者対応など、本来、教員がすべき業務以外による負担が大きく、時間外在校等時間の更なる削減に向けて、業務の適正化が大きな課題となっている。引き続き、教職員の業務の適正化を図り、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが急務である。

2. 計画の期間

令和８年度～令和１１年度



3. 目標（令和 11 年度）

○本計画において達成を目指す目標は以下のとおり。（【 】内は令和 6 年度の数値）

（1）時間外在校等時間に関する目標

- ・ 1 か月時間外在校等時間が 45 時間以下の教職員の割合を 100%にする
【小学校 66%、中学校 48%】
- ・ 全教職員の 1 か月時間外在校等時間の平均時間を 30 時間程度にする
【小学校 42.6 時間、中学校 46.4 時間】

（2）ワーク・ライフ・バランスやメンタルヘルス等に関する目標

- ・ 年間の年次有給休暇の取得日数 5 日以上を 100%にする 【97.5%】
- ・ ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を 12%以下にする
【13.3%】
- ・ ストレスチェックの質問事項への肯定的な回答の割合を高める
 - 「仕事をしていると活力がみなぎる」……………70% 【55.5%】
 - 「自分の仕事に誇りを感じる」……………85% 【83.2%】
 - 「私たちの職場では、お互いに理解し認め合っている」…85% 【79.4%】

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

○本計画期間中の重点事項（実施中および今後実施予定の取組）

（1）「業務の 3 分類」を踏まえた業務の見直し

①学校以外が担うべき業務

□登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（「3 分類」①関係）

- ・ 各地域の実情を踏まえつつ、児童生徒が学校に登校する時刻の見直しを図り、保護者や地域住民による通学路の見守り活動を推進する。

□放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応（「3 分類」②関係）

- ・ 放課後の下校指導については、安全に関する指導や注意喚起など学校としての基本的な役割を担いつつ、見守りについては保護者や地域住民との連携を基本とする。なお、学校による見回りは原則として実施しないものとする。

□地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等（「３分類」④）

- ・本市関係各課と連携し、地域コーディネーターの育成を計画的に行い、人材確保および学校と地域の円滑な接続に努める。

□保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応（「３分類」⑤）

- ・教育委員会内に設置している学校教育サポート室のさらなる活用により、学校への過度な要求等に対する保護者対応の支援を行う。
- ・保護者対応ガイドラインを作成し、学校が困難な事案に対応できるように支援する。

②教師以外が積極的に参画すべき業務

□ICT 機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理（「３分類」⑧）

- ・ICT 指導員および ICT 支援員を中心に実施する。

□学校プールや体育館等の施設・設備の管理（「３分類」⑨）

- ・プールの状況に応じて、必要と認められた場合はプール清掃を専門業者に委託できるようにする。
- ・大規模改修が必要となった中学校から順次、実技授業を廃止することで、教職員による学校プールの管理の負担を軽減する。

□部活動（「３分類」⑬）

- ・部活動指導員の配置や地域クラブの設立により、部活動の地域展開のさらなる推進を図る。

③教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

□授業準備、学習評価や成績処理（「３分類」⑮⑯関係）

- ・授業準備や採点作業等を補助する教員業務支援員を島しょ部の除くすべての小学校に配置する。また、状況に応じて、中学校への配置も行う。
- ・校務支援システムの機能や自動採点アプリを導入することによって、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

□支援が必要な児童・生徒への対応（「３分類」⑰関係）

- ・島しょ部を除くすべての中学校にスクールソーシャルワーカーを配置し、専門的な知見を活用しつつ教職員が連携・協働した支援体制を構築する。また、必要に応じて、小学校への派遣も適宜行う。

- ・非行防止定例情報交換会等を開催し、非行や虐待等のさまざまな問題について、関係機関との連携を図りながら対応できるようにする。
- ・医療的ケア児への看護師の派遣を行い、専門的な支援の必要な児童・生徒への対応に係る教職員の負担および不安の軽減を図る。

（２）業務の適正化に向けて

各学校において以下の取組を推進することで、教職員が担う業務の適正化を図る。

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小４以上は年間で1086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ・十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課の工夫を行う。
- ・勤務時間外の留守番電話機能や通話時の録音機能をすべての学校に設置する。

（３）教職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・50人未満の学校も含め、ストレスチェックの実施率100%をめざし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進する。
- ・ストレスチェックにより高ストレスを診断された者に対して、産業医による面接指導を受けるよう助言する。
- ・年次有給休暇をまとまった日数分連続して取得できるよう、夏季休業の期間中に7日間の一斉閉庁日を設定する。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

（１）学校への個別の指導の実施

教育委員会は各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教職員がいる学校に対しては、状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の指導を実施する。

（２）各種指標の把握の徹底

時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本市で導入している出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、本市で実施しているストレスチェックの結果から把握する。

（３）進捗状況の報告体制の確立

取組の着実な実行を図るため、各学校の教職員の時間外在校等時間の状況を把握し、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。

（４）計画の周知と学校における推進体制の強化

各学校における働き方改革の取組が進むよう、学校での児童生徒等の指導や支援にあたる人材を確保するとともに、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行う。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。

（５）保護者・地域への周知と協力の促進

保護者、地域の理解を促進するため、市長部局と連携し、保護者や地域の各コミュニティ等に対して、本市における「業務の３分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知および働きかけを行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。

（６）中間評価の実施と計画の見直し

本計画の適切な推進のため、令和９年度末に中間評価を実施し、必要に応じて取組の見直しを行う。評価は、時間外在校等時間、ワーク・ライフ・バランスの各観点から総合的に検証する。評価結果は教育委員会が取りまとめて各学校へ共有し、未達成項目については原因分析と改善を行い、計画の見直しにつなげる。